

第 11 回検討会における指摘事項

指摘事項	対応
<p>排水濃度の測定も大事であるが、源泉の濃度や水道の使用量が分かっているのだから、排水濃度がどの程度になるか、という試算をして暫定排水基準値を検討していくべきではないか。</p>	<p>ほう素については、濃度が最も高い B1 施設の排水濃度について、平準化対策を講じた場合の試算を行い、その結果に基づいて暫定排水基準値の見直しについて検討を行った。</p>
<p>日本全国、深く掘ればどこでも温泉が出る。新しく温泉を掘って、ほう素 500mg/L までは良い、とされると困るのではないか。最低限、新規のものについては、ダメだという話をすべきではないか。</p>	<p>今後、湧出時期等による暫定基準値を設定することも含めて検討を行うこととし、データ収集を行うこととしたい。</p>
<p>暫定排水基準値については、少しずつでも下げる方向で進めていくべきではないか。</p>	<p>排出実態等を踏まえ、段階的に一般排水基準値に移行していく、という基本原則のもと、資料 3 に今回の暫定排水基準の見直しの考え方を示した。</p>
<p>新たな温泉排水処理技術を確立していく手段としては、現時点では環境省の実証試験しかないので、続けていただかないといけない。</p>	<p>平成 27 年度は実証試験への応募は無かったが、興味を示す事業者からの問合せは数件あったため、今後の実施方策を検討した上で、引き続き実施していきたい。</p>
<p>事業者には排出水の汚染状態の測定義務があり、そのデータをいかに収集し、実態を把握していくかが課題なのではないか。</p>	<p>自治体から収集したデータにより、排出実態を評価していることに加え、業界団体等とも連携し、実態把握や濃度低減のための方策の検討に努めていきたい。</p>